

別紙4 (IP-VPNの規定)

第1条 (本サービス規定の適用)

このIP-VPNの規定は、Master's ONEの基本サービスとしてサービスメニューIP-VPN(以下「本サービス」といいます。)が提供される利用契約に対して適用されます。ただし、サービス種類がセキュア・インターネットVPN-コラボレーション接続サービスが提供される利用契約に対して適用されません。

第2条 (モバイル接続サービス利用規約の適用)

モバイル回線が当社から提供される場合には、当該モバイル回線は、当社が定める「モバイル接続サービス利用規約」に基づいて提供します。モバイル回線を利用する場合、このIP-VPNの規定のほか「モバイル接続サービス利用規約」が適用されます。

第3条 (利用IPアドレス)

契約者が本サービスで利用出来るIPアドレスは、RFC1918で規定されるプライベートアドレスまたは社団法人日本ネットワークインフォメーションセンタ(以下「JPNIC」といいます。)等の機関から正規に割り当てられたグローバルアドレスに限ります。

第4条 (提供条件)

本サービスの契約の申込みを行うにあたり、契約者は当社が契約者のネットワーク内に当社が選定した回線終端装置、屋内配線及びネットワーク接続装置を設置することを了承するものとします。なお、これらの装置は、利用規約第7条に定める当社設備に該当します。

2 契約者のネットワーク内に設置した当社の回線終端装置、屋内配線及びネットワーク接続装置については、当社の都合により、その種類を変更することがあります。

3 当社が設置した回線終端装置及びネットワーク接続装置については、契約者の申し出以外に、当社の都合により回線終端装置及びネットワーク接続装置内の設定内容を変更する場合があります。

4 当社が設置した回線終端装置及びネットワーク接続装置については、当社の従業員または当社が委託するネットワーク技術者が設定を行います。

5 当社は、契約者が当社の回線終端装置、屋内配線及びネットワーク接続装置に対して当社の許可なく設定変更等を行ったことにより発生したいかなる損害に対しても責任を負わないものとします。

6 セキュア・インターネットVPN Light 接続サービス及びセキュア・インターネットVPN-HighSpeed 接続サービスの利用契約では、併せてファイバーラインサービスを利用することができます。この場合、ファイバーラインサービスは、当社が定める「ファイバーライン利用規約」に基づき提供します。

7 セキュア・インターネットVPN-HighSpeed 接続サービスWi-Fi オプションは、ID・パスワード(PEAP)認証機能を提供いたします。本サービスで利用する認証情報の管理は、利用規約第34条(認証情報の管理)に定めるところによります。Wi-Fi 接続は契約者のプライベートネットワークでの利用に限られ、公衆ネットワークでの利用はできません。また、Wi-Fi 接続にかかる仕様は、当社指定のネットワーク接続装置のメーカーの定める内容になり、電波の強度は保証いたしません。Master's ONE サービスの最高速度及び帯域についてもベストエフォートとなります。

第5条 (回線終端装置及び屋内配線の提供)

当社は、契約者から請求があったときは、ネットワーク内または契約者の設置場所に別表 1（Master' sONE 料金表-IP-VPN-）第 1 表第 9 に定める回線終端装置及び屋内配線をレンタルします。

2 前項で定める回線終端装置及び屋内配線の設置場所については、当社が定めることとします。

第 6 条 （回線終端装置の紛失等）

当社が設置した回線終端装置を紛失（盗難による場合も含み、以下同じとします。）、破損した場合、契約者は当社にただちにその旨を通知し、加入者回線変更の申込みを行うこととします。

2 契約者は、回線終端装置が紛失、破損、その他当社に返送できない場合には、その原因を問わず別表 1（Master' sONE 料金表-IP-VPN-）第 3 表第 1 で定める損害金を当社に支払うものとします。

第 7 条 （回線終端装置の返却）

本サービス解約時または本サービス提供終了時に当社が設置した回線終端装置を当社指定する方法で当社が指定する期日までに当社の指定する場所に送付して返却するものとします。なお返却にかかる費用は契約者負担とします。

2 前項で定める期限までに回線終端装置が返却されない場合は、前条（回線終端装置の紛失等）第 2 項の規定が適用されます。

第 8 条 （端末機器の発送・引渡し）

当社は、契約者が申込時に指定した場所（以下「納品場所」といいます。）に当社の指定する方法により、端末機器を送付します。

2 端末機器の引渡しは、契約者が端末機器を受領したことにより完了します（以下、端末機器の受領完了を「引渡し」といいます。）。なお、端末機器の引渡しは、本サービスの利用開始日より遅くなることがあることを契約者は承諾するものとします。

第 9 条 （端末機器の保証）

当社は、前項に定める引渡し時において、端末機器をその目的に従って利用した場合、正常に機能することのみを保証します。正常に機能しない場合には、当社は、無償にて端末機器を修理または交換します。

2 契約者が端末機器の引渡し完了日から 10 日以内に当社に対して不具合の通知をしなかった場合は、端末機器は正常に機能するものとみなします。

第 10 条 （端末機器の保証期間）

端末機器の保証期間は、本サービスの最低利用期間と同一とします。端末機器の保証期間を超過した場合、次条で規定する修理及び交換はすべて契約者負担にて行われるものとします。

2 端末機器の保証期間は本サービスの最低利用期間やその他契約締結に関わらず、最大で 3 年となります。

3 端末機器の保証期間終了前に第 14 条に定める提供終了が生じた場合、前項にかかわらず、端末機器の保証期間は端末機器の提供終了日で終了するものとします。

第 11 条 （端末機器の修理及び交換）

当社は端末機器の保証期間内において、端末機器を本来の目的に従った使用をしていたにもかかわらず故障した場合には、当社負担で端末機器の修理または交換を行います。ただし、次の各号に定める故障の場合は、契約者の負担で端

末機器の修理または交換を行うものとします。

- (1) 契約者の過失による破損、及び水濡れによる故障または損傷
- (2) 落下等による故障または損傷
- (3) 不当な修理や改造または異常電圧に起因する故障または損傷
- (4) 使用中に生じた傷、汚れなど外観上の変化
- (5) 火災、地震、水害、落雷、などの天災地変ならびに水没などによる故障または全損
- (6) 故障の原因が端末機器以外にある場合
- (7) 消耗部品の交換・仕様変更など

2 前項ただし書に定める契約者の負担で端末機器の修理又は交換を行う場合の費用(以下「修理交換費用」といいます。)は、当社から発送する代替機の別表 1 (Master' sONE 料金表-IP-VPN-) で定める初期費用を端末機器の修理交換費用とします。なお、故障機と代替機の機種が異なる場合の修理交換費用は、代替機の初期費用を端末機器の修理交換費用とします。

3 端末機器のうち SIM カードを契約者の責めに帰すべき事由により故障した場合に発生する修理交換費用は、当社が定める「モバイル接続サービス利用規約」の規定に従うものとします。

4 当社からの代替品到着後、28日以内に契約者から端末機器の送付が行われない場合、当該端末機器は紛失したものとみなします。

第 12 条 (端末機器の紛失等)

端末機器の紛失(盗難による場合も含み、以下同じとします。)、破損した場合、契約者は当社にただちにその旨を通知するものとし、端末機器がある場合には、通知後、速やかに当社に端末機器を送付するものとします。当社は、当該端末機器の代替品を速やか発送します。当社からの代替品到着後、28日以内に契約者からの端末機器の送付が行われない場合は、端末機器は紛失したものとみなします。

2 端末機器が代替品に変更される場合、端末機器の電話番号・シリアルナンバー等が変更となります。変更になった情報は別途当社が定める方法により通知します。

3 端末機器の代替品は、同一機種に限るものとします。別機種への交換は、契約者の申込みに応じて、契約者負担にて行うものとします。ただし、当社の都合により代替品を同等品とした場合にはこの限りではありません。

第 13 条 (端末機器の返却)

本サービス解約時または本サービスもしくは端末機器の提供終了時に契約者負担にて端末機器を当社の指定する方法で 14 日以内に当社の指定する場所に送付して返却するものとします。なお、返却にかかる費用は契約者負担とします。

2 前項で定める期限までに端末機器が返却されない場合は、端末機器が紛失したものとみなします。

第 14 条 (端末機器の提供の終了)

当社は、端末機器について、事前に通知することにより、その提供を終了できるものとします。

2 提供終了を通知した場合、端末機器は次のいずれかの扱いとします。

- (1) 前条に基づき、契約者は当社に端末機器の返却を行う。
- (2) 当社は 端末機器を現状有姿で契約者に無償譲渡する。

(この場合、当社は端末機器の所有権を契約者に移転することとしますが、譲渡対象の端末機器について、品質の保証、トラブル、第三者からの苦情等その他、何ら責任を負わないものとします。)

(3) 当社が指定する新たな機種への利用申込みをし、新機種との交換を行う。

(契約に関わる諸費用は契約者負担とします。)

3 契約者は提供終了日までいずれかを選択するものとします。なお、契約者がいずれの意思表示も行わない場合、当社が上記いずれかの対応を選択できるものとします。

4 提供の終了については、当社が指定する提供終了日の3ヶ月前までに通知するものとします。

第15条 (ネットワーク接続装置の紛失等)

ネットワーク接続装置の紛失(盗難による場合も含み、以下同じとします。)、破損した場合、契約者は当社にただちにその旨を通知し、ネットワーク接続装置変更の申込みを行うこととします。

2 契約者は、ネットワーク接続装置が紛失、破損、その他当社に返却できない場合には、その原因を問わず別表1(Master's ONE 料金表-IP-VPN-)第3表第2で定める損害金を当社に支払うものとします。

第16条 (ネットワーク接続装置の返却)

本サービス解約時または本サービス提供終了時にネットワーク接続装置を当社指定する方法で1か月以内に当社の指定する場所へ送付して返却するものとします。なお、返却にかかる費用は契約者負担とします。

2 前項で定める期限までにネットワーク接続装置が返却されない場合は、前条(ネットワーク接続装置の紛失等)第2項の規定が適用されます。

第17条 (責任分界点)

次の各号で定める場合の責任分界点は、次の各号のとおりとします。

(1) 加入者回線を当社名義で設置した場合

イ 契約者のネットワーク内に当社がネットワーク接続装置を設置する場合、契約者のネットワーク内に設置した当社ネットワーク接続装置までとします。

ロ 契約者がネットワーク接続装置を用意する場合、契約者のネットワーク接続装置の加入者回線側接続点の直前までとします。

ハ 「フレッツ・VPN ゲート」接続サービスでは、当社が設置するネットワーク接続装置は、当社が契約する契約者専用の「フレッツ・VPN ゲート」で接続されるものとし、責任分界点は、その接続点とします。

ニ セキュア・インターネットVPN Light 接続サービス契約では、当社が設置するネットワーク接続装置は、当社が契約するIP通信網で接続されるものとし、責任分界点は契約者のネットワーク内に設置した当社のネットワーク接続装置の契約者ネットワーク側接続点までとします。

ホ セキュア・インターネットVPN-HighSpeed 接続サービス契約では、当社が設置するネットワーク接続装置は、当社が契約する冗長化されたIP通信網で接続されるものとし、責任分界点は契約者のネットワーク内に設置した当社のネットワーク接続装置の契約者ネットワーク側接続点までとします。

(2) 加入者回線を契約者名義で設置した場合

イ イーサ接続サービス契約では、契約者が設置する加入者回線と、当社のアクセスポイントに設置されているネットワーク接続装置との接続は、契約者が設置する加入者回線の回線終端装置によって接続されるものとし、当社の責任分界点は、アクセスポイントに設置される加入者回線の回線終端装置の直前までとします。

ロ 「フレッツ・VPN ゲート」接続サービスでは、契約者が設置する「フレッツ・VPN ゲート」の回線終端装置によって接続されるものとし、当社の責任分界点は、アクセスポイントに設置される「フレッツ・VPN ゲート」の回線

終端装置の直前までとします。

- ハ セキュア・インターネット VPN Light 接続サービス契約では、当社が設置するネットワーク接続装置は、当社が契約する IP 通信網で接続されるものとし、責任分界点は加入者回線を除く、当社が契約する IP 通信網接続点および契約者のネットワーク内に設置した当社のネットワーク接続装置の契約者ネットワーク側接続点までとします。
- ニ セキュア・インターネット VPN-HighSpeed 接続サービス及びセキュア・インターネット VPN-HighSpeed シンプルメニュー接続サービス契約では、当社が設置するネットワーク接続装置は、当社が契約する冗長化された IP 通信網で接続されるものとし、責任分界点は加入者回線を除く、当社が契約する IP 通信網接続点及び契約者のネットワーク内に設置した当社のネットワーク接続装置の契約者ネットワーク側接続点までとします。

第 18 条 (技術的事項)

契約者は、当社から通知された情報を契約者の設置するネットワーク接続装置に設定するものとします。

2 セキュア・インターネット VPN Light 接続サービス、セキュア・インターネット VPN-HighSpeed 接続サービス及びセキュア・インターネット VPN-HighSpeed シンプルメニュー接続サービスについては、当社の用意するネットワーク接続装置のみを利用できるものとします。当社以外から提供された機器での接続はできません。

3 その他技術事項は「Master' sONE サービス仕様書」の通りとします。